前號補正

頁	行	誤	正
25	上18	原額辦竈丁烟戶	原額辦鹽竈丁
26	下2	引用文の下に（光緒兩淮塩法志卷一四二）を補入	
27	上17	引用文の下に（光緒兩淮塩法志卷二六）を補入	

清代兩淮製鹽における生産組織

波多野善大

一　本稿の目的
二　兩淮塩場及製塩技術
三　生産組織
　Ⅰ　清代塩法の一般的組織
　Ⅱ　製塩業者＝竈戸の發展分化
　Ⅲ　竈丁と煎丁
　Ⅳ　問屋制
　Ⅴ　塩場組織
　Ⅵ　淮北における生産組織
四　結語

一　本稿の目的

西歐資本主義の侵入以前において中國の生産構造が如何なる形態であつたかという問題は、近代中國の前に直接する時代の性格を理解する爲に、必ず究明されねばならぬのであるが、それがまだ具體的に解決されていない。この領域において、世界史的見地からすれば、先づ衣料生産の構造が明かにされなければならないのであるが、資料が乏しく具體的に示すことが困難である。そのため、非常に特殊であるが、古來中國の國家財政上重要な地位を占めていたゝめに、比較的資料も豐富と豫想される塩の生産構造を明かにすることが出來れば、他の生産部門における構造を理解する上に幾分かの寄與をなすことができるかもしれないとの意圖からこの研究は出發したのである。ところが、豐富と豫想された資料も、大部分は徵稅と流通部面に關したものであつて、生産部面に關するものは案外少く、生産關係を明確にするにはまだ充分な資料を集め得るまでには至つていない。しかしこの不充分な資料によつてもある程度の立言が可能であると思われるので、以下これについて現在到達し得た限りの成果を提出し、先學諸賢の示教補正を仰ぐことにしたい。

二　兩淮塩場及び製塩技術

兩淮塩場は揚子江以北の江蘇省海岸地帶に位置し、北は山東省境より南は揚子江口にわたる地域に分布し、清初においては明をうけて、呂四、餘東、餘中、餘西、西亭、金沙、石港、掘港、豐利、馬塘、栟茶、角斜、富安、安豐、梁垛、東臺、何垛、丁谿、小海、草堰、白駒、劉莊、伍祐、新興、廟灣、莞瀆、板浦、臨洪、興莊、徐瀆の三十場であつたが、徐瀆を板浦に合し（康熙十七年）、興莊、臨洪二場を併合して臨興とし（雍正五年）、中正場を設けて莞瀆をこれに併合し、馬塘を石港に、餘中を餘西に併せ（雍正十三年）、白駒を草堰に併せ（乾隆元年）西亭を金沙に、小海を丁谿に合併して（乾隆三十三年）二十三場とした。この中板浦、臨興、中正の三場が淮北塩場であり、他が淮南塩場である。*

*掘港、安豐、伍祐が最大であつて、栟茶、角斜、草堰、新興これにつぎ、呂四、餘東、富安、東臺、何垛、丁谿、またこれにつぎ、豐利、石港、金沙、餘西、梁垛、劉莊、廟灣は最小である（咸豐八年四月署運司聯英稟、光緒兩淮塩法志卷二十八）

この兩淮塩場を管轄する塩務機關としては、揚州に駐する兩淮運塩使、呂四、餘東、餘西、金沙、石港、掘港、豐利、栟茶、角斜九場を分管する通州分司運判（石港駐在）、富安、安豐、梁垛、東臺、何垛、丁谿、草堰、劉莊、伍祐、新興、廟灣の十一場を分管する泰州分司運判（東臺駐在）、板浦、臨興、中正三場を分管する海州分司運判（板浦駐在、もと淮安に駐して淮安分司と稱したが、乾隆二十四年板浦に移駐し同二十八年海州分司と改稱）及び各場塩課司大使が重要なものである。

兩淮と總稱しても、淮北と淮南とではその製塩法を異にしている。即ち淮北の天日製塩、所謂曬（サイ）塩に對して淮南は煎塩である。この製塩技術は生産組織と重要な關係を有しているので稍詳しく述べる必要がある。

淮南の製塩における最も重要な生産手段は蕩地、亭池、煎竈の三種である。

蕩地は煎塩のための薪柴となる草を採取する荒地である。海岸地帶に堆積によつて新しく形成された土地は、塩分を含有すること多く耕作には適しないが、葦の類がはえて薪にすることができる。この葦の類に白草と紅草の二種があり、白草の方が火力強く煎塩に適し、約十束で塩約二百斤を煎ることができる。海岸地帶の如き薪炭の乏しいところでは、この

蕩地が煎塩の根本條件である。故に蕩地の典賣、開墾、蕩草特にその白草の賣買は嚴禁されていた。ところが、この海岸新生の土地も長い間には鹽分が抜けて耕作に適するようになつて私墾が行われ、このために煎塩に支障を來たすことも起るのである。淮南では、北宋時代范仲淹が海潮防備のために築造した范公堤が廟灣場の南より呂四場に至るまで連り、この堤西の地が草蕩をなし製塩場となつていたのであるが、堤東に新しい土地が形成されて新しく製塩の適地となるにつれ、堤西の蕩地は漸次開墾され、清代では蕩地や製塩地は堤東に移動した。

亭池は、土中の塩分を集めて濃厚な塩水すなわち滷を製するための亭（或は埕）場とその滷水を蓄える滷池である。塩分の多い土地をえらんで淺く廣い窪地をほり、周圍を堅く築くと共に底を堅く平坦にしたものが亭場であつて、構築してから一年後になると土中の塩分が上昇して來て、雨が適當にあつた後で風が吹くと、亭場に白く塩がふくようになる。こうなるとその亭場を使用することができる。まづ、夜明方煎塩の際にできた灰を亭場にまく、すると、正午頃までには、その灰に塩花ができる。しかしこれは夏期であつて、春初や秋末には終日を要し、冬期には塩分が上昇しにくく、ただ風が吹いて連日晴天が續いてはじめて可能である。かく塩花の生じた灰を帚ではき集め、灰池に入れて足でふみこみ、上から水を注ぎかけ、灰池の底に裝置した蘆管から塩水を流出させてその下の池にため、石蓮をほりこんでその浮沈によつて濃度を試驗し、濃度充分なものはこれを滷池又は塩井に蓄える。この滷水が煎塩の原料となる。この一連の作業行程が攤灰淋滷と稱せられるものである。これは光緒兩淮塩法志（卷十五、攤灰淋滷圖說）に述べられているものであるが、其の他例えば、灰を用いず亭場の土をすき取つてこれを草を敷いた上に方一丈高さ二尺位に盛り上げ、上から水を注ぎかけて塩水を浸出する方法もある（嘉慶如皐縣志、卷七塩法）

煎竈は右の塩水を煎て塩にする竈であつて、竈房と稱される草屋の中に構築され、滷を入れて煎る盤鐵又は鍋を裝置する。後に述べるが、盤鐵は明代における煎塩組織であつた團煎に用いられたもので、重くて大きく、數角から成り、數戸の竈戸が各一角宛を所有し、隨つてその數戸が共同しなければ使用出來ないようになつていた。しかし、明末になつて明初の塩法が崩れると、團煎する必要のある盤鐵よりも、手輕

に各戸自由に使用できる鍋*が一般化した。竈にはこの鍋を一個裝置したのみの單鍋の竈のほか二個又は三個裝置する雙鍋又は三鍋の竈があつて、一個又は二個の鍋が滷水を温めるために使用される。滷水を煮つめ、時をはかつて皂角を入れ塩の結晶を促す。單鍋の竈で、一火伏（煎塩し始めてから終るまで（一晝夜）を一火伏と稱する）の間に一桶（二百斤）一二分より三四分の塩を得る。一年を通じ、煎塩の日數は百二十日乃至百九十日である。雙鍋、三鍋の竈は單鍋の竈に比して草を節して産額を増すことができる。

*鍋はもともと密煎の器具であつて、宋代において同樣目的に使用された鏊子から發達したものであるという。（嘉慶如皐縣志、卷七、塩法、光緒兩淮塩法志、卷二十八盤鍋）

以上は淮南二十場について述べたのであるが、淮北三場の曬塩においては、最も重要な生産手段は曬塩用の塩池である。海岸又は海岸に近い内地に一組の塩池を造る。この一組は頭道から九道に至る九面の塩池から成り、そのうちの一面は内面に甎を敷き甎池*と稱せられるが、他は皆土池である。海岸では溝によつて海水を導き、内地では塩水の湧く井を掘り、塩水をくみあげて頭道の塩池に入れ、順次二道三道と導きながら曬す。各土池の傍には小甎井を作り、降雨の際にはこれに滷水を蓄えて雨をさける。かくて最後に充分曬し終つて濃厚な滷水となつたものは甎池の傍の沙格と稱する部分に入れ、晴天の日をまつて甎池に入れて結晶させる。夏期においては午前八時より午後四時に至る間に以上のプロセスを完了することが出來るが、春秋には二日を要し、冬期にも風があれば三四日で完了できる。**

*この甎は八寸に四寸のもので、この甎三百箇を敷いた池を一引の産額あるものとしたが、甎に大小ができたので方一丈の池を一引と改めた。一引は四百斤である。

**以上の技術については光緒塩法志卷十五の圖說による。

三　生産組織

I　清代塩法の一般的組織

つぎには以上述べた如き製塩が如何なる生産機構の下において行われたかを明かにする本稿の中心課題にはいらなければならぬ。清の塩法は明末の塩法を繼承したものであるが、それは公認された塩商による專賣制であつた。塩商には場商と運商の區別があり、場商は直接生産者から塩を買い集め、運商はこれを一定のコースを經て一定地域に運搬して販賣す

る。政府はこれを監督し、直接生産者からは、現物の塩を供納させる代りに折價銀を納めさせ、*運商からはその運搬販賣する塩に對し一引幾何の割で銀を徵收する。**これが政府の收入となる。

*明代においては、農耕に從事する所謂水鄉竈戶は折色（銀米）を納めたが、煎塩に從事する所謂濱海竈戶は本色（塩）を納めた。ところが明末になつて濱海竈戶の本色も銀に折せられ、その所有する草蕩の面積に割當てて徵收することになつた。故に折價銀は直接生產者というよりも草蕩の所有者が負擔するものである。この丁塩の銀納化は一條鞭法による銀納化の一翼をなすものである。その時期については通常萬歷四十五年（例えば光緒通州直隸州志、卷四塩法）といわれている。塩一引につき銀一錢から二三錢。

**清初においては銀數錢に過ぎなかつたが漸次增加し、正課一兩數錢のほか種々の附加稅がついて數兩に至る。その上軍事土木等のために報效銀が臨時に攤派され清末には塩釐が加つた。これらは專賣塩の消費者に轉嫁されるものであり、かかる專賣塩の消費者價格の騰貴は私塩盛行の原因となる。

清代塩法のかかる組織から見て、塩の生產關係上重要なものは製塩業者とその塩の買占業者としての場商であることが想像される。

II 製塩業者＝竈戶の發展分化

明初の竈戶は製塩の義務を課せられてはいたが、製塩に必要な草蕩や盤鐵などの生產手段を政府より給與され且工本鈔米が與えられ、團の組織の下に共同製塩をし、祕密煎塩が防止されると共に製塩が強制された。*

*前に一寸ふれたが、盤鐵は數角から成り、各竈戶がその一角を所有し、數戶の竈戶が共同して始めて煎塩できる組織になつていた。かかる共同煎塩の單位がいくつか集つて甲を成し（地圖にみえる某某竈がこれにあたるのではなかろうか）、甲で一箇の煎竈を有して甲內の各共同製塩の組が輪流で煎塩したのではなかろうか、と思われるがよく分らない。かかる甲がまたいくつか集つて團を組織した。團は州縣の里に相當し、總催が置かれて丁塩の催納に差せられた（この竈戶の行政上の組織及びそれに關した種々の問題については、藤井宏氏、明代竈田考—東洋農業經濟史研究所載——に詳しい）。この團は兩浙において最もよく保存されて現今にまで殘つている。淮南においては團に相當するものは一般に總と呼ばれたのではないか。淮南には現今でも總の地名が廣く殘つている。

かくの如く明初における竈丁は、生產手段を與えられて製塩を強制される塩奴にも比すべきものであつたが、この製塩組織の崩壞に伴い、典賣禁止の制約の下に給與されていた草

蕩が私有化されて典賣され、隨つて草蕩の喪失と兼併が行わ*れ、富竈と貧竈の分化**が生ずると共に、弘治二年の商人に對する餘塩買補の許可は、從來表面的には禁止されていた竈戸と商人との直接取引を公認する結果となり、商人が竈戸を通じて生産を支配する所謂問屋制も現れはじめたのではないかと思われる。***

*例えば皇明世法錄、卷二十九、塩法に收錄されている嘉靖四十二年における御史徐某の「議照引給蕩」なる題奏を見よ。その他總催による草蕩の兼併は屢〻言及されている。

**同じく皇明世法錄、卷二十九、正德十二年塩法御史藍某の題奏中に「近年以來、豪竈で私に十數竈を立てているものがあり、七八竈の者があつて、私煎私販呼ばわりされても平然としている」という言葉が見えている。この竈は鍬を用いる簡單なものであろうが、それにしても七八竈から十數竈を有すれば恐らく家内勞働のみによつては維持できず、雇傭勞働に頼る必要があつたろう。

***「貧民が私塩を賣れば人ただちに捕獲し、富室私塩を賣れば官も亦容認する。故に貧竈の餘塩は必ず富室を藉りて私賣することを得、富室豪民は富を挾み險を負い、多く貧民を招き廣く鹵地を占めて煎塩私賣し、富王侯に敵する」(霍韜、淮塩利弊、續文獻通考はその一部を載せ、嘉靖二十一年の條にかけている。圖書編卷一八一、古今圖書集成食貨典、兩淮塩法志卷一五四などに收錄されている)。この「多く貧民を招き廣く鹵地を占めて煎塩」する組織は具體的には如何なるものかよく分らないが、上述の富竈の雇傭勞働にもとづくと想像される生産構造とは異つて、商人の問屋制的生産支配ではないかと想像される。しかしたしかなところは分らない。

明末に至つての丁塩の銀納化は、竈丁を強制的製塩勞働から解放し、製塩は自由職業となつた。ただ塩が官による強制的收納から獨占的場商の收買となつたから、利潤は多くこれら場商の手に歸し、ために明における塩法混亂時代に私塩の製造販賣の利益によつて生長し始めていた雇傭勞働に基くと考えられる富竈的製塩の生長を見ることなく、却えつて場商の問屋制的生産支配が發展し、これが清代における製塩の主要な生産關係をなすに至つたのである。

Ⅲ 竈丁と煎丁

從來塩を取扱つたものは多くは流通部面を問題にしたものであるが、ただ一つ兩淮の生産構造を主題としたものには山村治郎氏の「清代兩淮の竈戸一班」(史學雜誌五三ノ七、十一)がある。氏の研究の要點は、清代の兩淮においては竈戸が場商の資力に壓倒されてその經濟的基礎を失い賃勞働者になるとともに製塩過程を分業化し、攤灰淋滷を分擔するものが竈丁と呼ばれ、煎塩するものが煎丁と呼ばれて區別されるようになつた。この竈丁煎丁が富裕な竈戸や商人の資本の下に傭

われ、共同作業場「竈」においてマニュファクチュア生産が行われたという點に歸する。氏が製塩における生産構造を究明しようとしたことに對しては多大の敬意を拂うものであるが、氏の到達した結論及びその結論を導き出した過程には承服しかねるものがある。先づ煎丁の性格を見よう。

諭す、兩淮各場の煎丁は、もとより窮民に屬す、毎に接濟する能わざるによつて、各竈戸に向つて重利借貸して以つて食用に資し、生計甚だ拮据たり……（乾隆十六年、光緒會典事例卷二二三、戸部、塩法）

これからも分るように煎丁は貧窮者であり、竈戸はこれに對して高利貸付を行う立場にある。

兩淮の塩務、垣商あり租商あり公收の商あり亭主あり竈戸あり煎丁あり。近來淮鹺疲弊しまた從前の盛時に比すべくもない。その困難の情形中にあつて煎丁が最も甚だしい。煎丁は大低鶉衣鵠面の流であつて、雇を受けて煎煉し、日々幾何を得ているのである。商人がもし（桶價を）剋扣しないとしても恐らく竈戸が尚工資を折給するということがあるに相違ない。まして桶價がすでに減ぜられたのであるから、必ずその償を煎丁から取ろうと思い、順次折扣して（煎丁の）所得を甚だ僅少なものにしてしまう……（光緒二十五年八月、剛毅上奏の一節、清塩法志卷一〇七）

場商は生産者である竈戸から塩を收買する際二百斤入の桶ではかつて代價を支拂うのであるが、なるべくその使用する桶を大きくすると共に一桶の代價（桶價）をたたいて安くしようとする。すると竈戸はそれを彼等の雇傭している煎丁に轉嫁し、その賃銀を減額する。右の剛毅の上奏はかかることのないようにして窮丁の困窮を救濟することを述べたものの一部であるが、これによつて煎丁は竈戸に雇傭される製塩勞働者であることが分る。

宣統二年十一月顎湘西皖四岸の運商から四成の復價を提出させ、これを塩場の生産者に分配して救恤を圖つた際、これを如何に分配するかについて淮南局員をして通泰分司と會同妥議させたが、その運使に對する上申書（清塩法志卷一〇七）中に

竈に給する二百五十文については、竈戸煎丁も亦各界限を分たねばならぬ。商埻の場分は商人と煎丁と直接するものであるから全部煎丁に發給すべきであり、竈埻の場分は竈戸より丁を傭うて煎塩するのであるから、竈戸と工丁とに

各半分づつ得させて實惠の均沾を期しようと思う。

という一節がある。商竈というのは後に詳しく述べるが草蕩、竈池、煎竈が場商によつて所有されているものをいうのであり、竈竈は竈戸自らが草蕩、竈池、煎竈を所有するか、少くとも煎塩に要する草蕩を所有しているもの、換言すれば生産者が生産手段の全部又は一部を所有している場合をいうのである。商竈の場合には場商の生産手段を借りて煎丁が生産に從事するのであつて、場商はその塩を極めて安い桶價で收買するのみで直接生産には關係しない。故にこの場合には煎丁のみが惠恤の對象になるのであるが、竈竈の場合は竈戸もその雇傭した煎丁と共に生産に從事するのであるから等分に均沾する必要があるのである。

これらの例によつて場商、竈戸、煎丁の關係がほぼわかるのである。煎丁は工丁と呼ばれている如く製塩勞働者の一般的呼稱であつて煎塩を分業とする賃勞働者ではない。なお念のために

竈戸は蕩を業とするも全然煎塩せず、煎丁は攤曬するも反つて額蕩がない。あらゆる蕩尾の産草のやや豊かな數百歩の地で煎丁は草を刈り攤煎している（道光十一年四月、餘東場大使徐慶咸の奏、兩淮塩法志卷二六）を見れば、煎丁は草を刈り、攤煎（攤灰淋滷と煎塩）する製塩勞働者一般の呼稱であることが分る。これは新しいものであるが、中國實業志、江蘇省、第五編、塩墾の條に

兩淮製塩の人の名稱は一ではない。淮南の習慣では、戸主の雇煎に屬する者を煎丁と曰い、商竈の雇役に屬するものを竈戸と曰い、その竈産自ら置き自ら煎る者を竈主と曰う。これを塩法志の記載から考えてみると竈丁にあたる。

と書かれている。ここでは煎丁を竈戸や竈主の雇傭する製塩勞働者に限り、場商がその設備した製塩施設を使用して製塩させるために雇うものは竈戸として區別*し、生産者が自ら生産手段を所有して自ら生産に從事するものは特に竈主と呼んでいる。竈主は先の剛毅の上奏中にもみえているが、かかる獨立生産者が塩法志の竈丁にあたると述べているのは注意に値する。明初においては生産手段を分給されていた竈戸（それを構成する丁が竈丁である）が上述の如くその生産手段を喪失又は兼併し、生産手段を所有する竈主と、生産手段のない煎丁とに分化することになり、煎丁は場商又は竈主の下において問屋制的に又は雇傭勞働として生産に組織されること

になつたのである。山村氏が竈丁煎丁を製塩における賃勞働者の攤灰淋滷と煎塩の分業による區別であると考える根據になつた嘉慶兩淮塩法志の攤灰淋滷圖説に煎丁とあるのは上に述べた獨立生産者たる竈主の場合を描いたからであり、煎塩圖説で煎丁とあるのはその竈主に雇傭される勞働者をいつたのであらう。しかし總べての記載がこのような嚴密な區別の上に立つて書かれているものでないことは勿論であつて、縣志にはよく用いられている竈丁なる表題も單に製塩從事者の意味である。また竈戸幾何、煎丁幾何とあるのはその塩場において製塩に從事している戸數が幾何であり、その戸を構成する製塩從事者が幾何であることを表したものであつて、竈戸と煎丁とは別のものではない。しかし咸豐興化縣志（巻四、塩法州志の誤ではないか――これはおそらく通州直隷）に

豐利場　竈戸二千四百八十八　煎丁六千九百九十九原額三千九百三十五

などとあるに對し、嘉慶兩淮塩法志に

富安場
原額辦竈丁烟戸　一千九十九丁
今新編竈丁烟戸　一萬二千八百九十二戸　共計　四萬三千九百六十二丁

とあつて、豐利場では煎丁となつているに對し、富安場では竈丁となつているのは、後に詳しく述べるが、豐利場が場商が生産手段を所有している商竈なるに對し、富安場は生産者が生産手段を所有する竈竈であるから、前にのべた嚴密な規定に從つて、豐利場の生産者は生産手段のない煎丁であり、富安場の生産者は生産手段を有する竈丁である。

＊場商の設備した施設を使用するものでも自ら草蕩を所有するものがあるが、かかる場合は生産者が生産手段の一部を所有し、竈戸、竈丁と稱することができるが、全然生産手段がなく、すべて場商の生産手段に依存するものは竈戸ではなく煎丁と稱すべきであろう。しかし「按ずるに、淮南各場、一煎灶（＝竈）ごとに出名承領している一名の煎丁がある。これを灶戸或は煎戸という。煎時には全家の老幼男女が通力合作する」（中國實業志、江蘇省、第七編第五章）と述べられているから實質は煎丁であるが竈戸と呼ぶ習慣があつたらしい。

Ⅳ　問　屋　制

商竈は場商が製塩設備（竈池煎竈及び草蕩）を所有し、これを生産者に貸して製塩させ、塩を安い桶價で收買するものであることは上に述べた。この場商と、生産者との關係は地主小作のそれであつて廟灣場では、場商の製塩設備を借るも

のは一副（埻池と煎竈の一組）につき四五十の桶佃塩*を支拂うという（光緒三十二年三月、泰分司陳方銘の稟、淸塩法志卷一〇七）。

*一煎塩竈の製塩能力は一火伏（一晝夜）一桶内外であり、一ケ年の製塩可能日數は百日内外（兩淮塩法志、圖說によると一二〇日↓一九〇日となつているが、通州直隷州志卷四では通屬諸場が九〇日↓一二〇日となつている）であるから四五十桶は小作料の通例の如く製塩能力の1/2位になるのだろう。

かかる商埻のほかに半商半竈がある。これは「窮竈が垣商に工本を借りて煎塩する」（魏源、籌鹺篇、古微堂外集卷七）もので、商埻よりも場商支配の程度の弱いものである。かかる場商の竈戸や煎丁（場商の生産設備を借りている）に對する貸付は所謂竈欠と呼ばれるものであつて、ここにいわれている製塩の資金としてのほか、結婚、死亡などの費用や、埻竈の築造修理の費用など、種々の場合に貸出される。例えば同治七年三月、伍祐場の垣商尉宏美の稟のうちに

伍祐場は額産最大にして、總計四十餘垣、さきに皆商人が資本を出して竈戸が（埻竈を）置いたものである。歴年の竈戸への貸付は百餘萬串あり、各垣が貸付をして塩を收買するものを名づけて主顧と曰う、これが竈亭である。だから竈欠の錢文は卽ち商垣の血本である。節年ごとに埻竈を修理するために續いて貸出した新しい貸付を總計すると又十餘萬串になる。

という一節があるが、これは場商から資本を借りて亭竈を築造し、また修理する場合の例である。商亭であればそこで生産された塩はその亭竈の所有者たる場商が收買することもちろんであるが、竈亭の場合でも場商から貸付を受ければその場商に生産した塩を賣らねばならぬ。場商は塩の收買に當つて桶價を安くして貸付金の利子や元金の一部を回收したのである。竈戸との間にかかる關係を有している場商が主顧と呼ばれるものである。このように竈戸が場商から何らかの貸付を受けている場合は、嚴密には半商半竈であるが、多くの場合竈亭として分類されるから注意を要する。卽ち竈亭と呼ばれているものの中にも、かかる意味から場商の支配に歸している場合があるからである。上述した如き商埻、半商半竈とされるものは場商が問屋制的に生産者を支配するものであるが、かかる場商の支配は淮南塩場において如何なる程度に達していたのであろうか。乾隆二十年（一七五五）十月、江蘇巡撫莊有恭は、泰分司所屬十一場の新しく形成された蕩地八千餘頃を竈戸に分給するに當つて、

……(但し)戸籍上の竈戸が何れも盡く煎塩に從事しているのではなく、見在煎塩している竈場も亦皆がみな竈戸の所有であるわけではない。だからこれを分別して給與するのが至當である。査するに、富安、安豐、梁垛、東臺、丁谿、劉莊、伍祐七場は何れも竈戸の所有であるから、新蕩地も各場の竈戸が見在所有している亭池の數に應じて給與すべきである。草堰、小海、新興三場は竈戸所有の亭鐵は一割にも及ばず、餘はみな場商が價置し、自ら丁を招いて辦煎している。廟灣一場は竈戸所有の亭は一個あるのみで、それもまだ開煎しておらず、(竈戸は)專ら草を賣つて利益をあげていて、亭池は全部商人の造つたものである。該場の竈戸は既に煎塩に從事せず、場商は我が朝の順治の初年よりすでに亭を建て丁を招いて塩引を供辦し、百餘年世業として繼承してきていて、本來の竈籍と異なるものではない。この四場は、竈戸たると商たるとを問わず、何れも見在煎辦している亭鐵の數に比例して給與管業させるようにお願いしたい。

と上奏している。これによつて乾隆中期において、淮南の北半十一場の生産手段がかなり多く場商の所有に歸していたことが分る。しかも廟灣場では順治の初年(十七世紀の中頃)以來場商の問屋制的支配が行われていたと述べられている。* しかし上述の如く、明末においてすでにそれの存在を推測し得る可能性もあるのだから驚くにあたらない。

*兩淮塩法志(卷一七、廟灣圖說)に「昔徽州商人の鮑姓なるものが大資本を擁して來場し、民灘を租買して竈を置くとともに包垣をここに移した。故にその地を鮑家墩と呼ぶならわしである。このことは舊志にもまだ記載されていない」と書かれ、塩商として有名な徽州商人の進出がみられる。

この南に連る通州分司所屬の九場については如何なる狀態であつたか。乾隆十年九月、角斜場大使金陟が塩政吉慶に稟請した中に「査するに、場商は原來ただ塩場へ赴いて買運せしめるのみである。間々亭場を置き丁を募りて煎辦するものがあるが、これは必ず間蕩で起造するのであつて、買草供煎は何れも許可されていない」(光緒兩淮塩法志卷二六)という一節のあるところを見ると、乾隆初年に角斜場において場商が亭場を築造していたことを知るのであるが、それは著しいものではなかつた。また道光十一年四月、餘東大使徐慮咸の稟中に「竈戸は蕩を所有しているが全然煎塩せず、煎丁は攤曬するが反つて額蕩がなく、蕩尾の産草やや豐かな數百歩の地

で草を刈つて攤煎している。垣商は年來竈戸に對して（竈戸が）納めなければならぬ草課の數倍もの租を支拂い、毎年そのための費用が千三百餘千も要する。……」と述べているのは、餘東場において場商が竈戸の蕩地を高い借賃で借受け、煎丁に煎塩させていたことを證するものである。かくて光緒三十二年（一九〇六）四月、通分司丁士年が通屬各場を踏査した結果を稟したところによると、通屬九場は全部商竈であり、特に掘港は全數商竈であると述べられている。丁度これと同じ頃泰分司の陳方銘も泰屬諸場を踏査してその結果を稟しているが、それによると

富安	商竈	草堰	全數商竈		
安豐	竈竈	劉莊	商竈		
梁垛	同	伍祐	竈竈		
東臺	商竈とも竈竈とも書かれていない	新興	商竈多く竈竈少し		
何垛	全數竈竈	廟灣	全數商竈		
丁谿	商竈多く竈竈少し				

となつている（いづれも清塩法志卷一〇七）。これを前にあげた乾隆二十年の莊有恭の上奏中に述べられているものと比較すると、乾隆中期以後から清末に至る期間における場商の問屋制的支配の發展をうかがうことができる。即ち乾隆二十年に竈竈であつた富安、劉莊が共に商竈となり、同じく竈竈であつた丁谿は商竈多く竈竈少しとなり、幾分竈竈のあつた草堰が全數商竈となつている。また上にも述べた如く、竈竈といわれる中にも、伍祐場の如く、竈戸が場商の資本を借りて竈竈を築造しまた修理しているような例のあることを考慮すれば、場商の問屋制的支配の程度が中々大きいことが分る。通屬においては乾隆初年にはまだ場商の問屋制的支配が著しくないと推測されたにもかかわらず、光緒末年には全部商竈になつてしまつたのであるから、通屬における場商支配の發展は泰屬よりも急速だつたと思われる。

では、かか場商の問屋制的支配の規模は如何なるものであつたかというと、竈池煎竈を三百五十餘副*、五百副**を所有していた例が見出されれている。

*光緒二十九年張謇が彼の意圖するマニュファクチュア製塩をするために呂四の場商李通源の塩產を買收した時李通源は三百五十餘副を所有していた。（張季子九錄、實業錄）

**喬松年が咸豐末年兩淮運塩使となつていた時關係のあつた伍祐場の垣商何至華は五百副を所有していた。彼は喬松年から借りた二萬兩のために二百副を抵當としている。これによつて咸豐頃の一副の價値が百兩ぐらいであつたことが分る（兩淮案牘鈔存第二册）

V 塩場組織

以上の如き生産關係とは別に、私塩(ヤミジオ)を防止するための行政的な塩場組織があつた。清初は明以來の團（又は總）の組織を繼承したが、雍正五年に至つて新しい組織がつくられた。すなわち

同竈中において、數人を選擧して竈頭となして各戸を分管させ、又數竈中において一人を選擧して竈長となして各竈頭を統轄させる。各戸の印牌は竈長（これを）收藏し、竈戸火を起して煎塩すれば竈頭に報明し、竈長から牌を領して煎舍に懸け、煎じ畢つて火を止めれば印牌を竈長に繳還する。その竈頭は牌を領し牌を繳めた時刻に照して一簿に登記し、時刻を按じて煎舍に赴きて盤査し、もし缺額があれば立ろに竈長とともに場官に報じて査究する。又預め印をおした根票聯票を與えて竈長のところにおき、逐日各戸の起伏の時刻とまさに得べき塩數を根單に塡入して調査用に保存し、二枚續きの印票の前頁内に竈戸の姓名塩數を塡明し、該竈戸に給して運塩入垣させる。

という制度である。山村氏はこの竈をマニュファチュアの作業場と勘違いし、嘉慶塩法志所載の地圖について各塩場の竈の數をかぞえている。この文章からも明かな如く、竈は恐らく十數戸ぐらいの製塩業者の集合したものであり、明代に煎竈を共同にしたグループであろう。

VI 淮北における生産組織

淮北において淮南の商亭にあたるもの、すなわち場商の所有している塩池は本池と呼び、竈戸自らの所有する塩池を客池と稱する。また淮南の製塩勞働者煎丁に相當する曬塩勞働者は晒（曬）丁と稱される。

淮北改票後二年をへた道光十四年、包世臣が陶澍に對して今日票塩の弊を救わんと欲すれば、その要は壩價を平にして池價を增すにあるのみ。票塩一引、錢糧經費をこれに合するもなお一兩五錢に及ばない。宜しく池價をしてこれと相等しからしむべきである。又佃田の例にならい池戸と晒丁とをして各々半ならしむれば、晒丁は優饒で衣食足りて榮辱を知り、自ら禁を冒し透視(ヤミナガシ)するようにはならないし、池戸も塩萬引を産すれば歲々七千五百兩の贏(モウク)があり、これまたその心を饜(マンゾク)させるに足る。唯客池が千數あり、さきに垣を設くるものは百五十三戸ある。今もし垣を立つるを禁革すれば、客池戸は塩を積んで售れるのを待つ力なく、

票販もまた朝夕船に駕し、塩池をまわつてわづかづつ塩を收買することは不可能である。客池戸は身ら晒丁となるから塩池の財産は自ら息が得られる。*宜しく分數を酌定し、客池戸と垣戸とをして潤を分ち平允ならしむべきである…

*客池戸身爲晒丁、池業自應得息

といつている（安吳四種卷七、上陶宮保書）。ここにいう池戸は本池を有する場商であり、垣を設けて塩を收買するもので、當時淮北で百五十三戸*あつたらしい。彼等は塩池を所有し晒丁に貸與して製塩させ、安くそれを收買していたので、包世臣は地主小作の場合の如く利益を折半させることを提言しているのである。客池戸は生産者で塩池を有するものにして、彼等は自ら晒丁となつて（別に晒丁を雇傭することもあろうが）製塩に從事し、生産した塩は場商たる池戸に賣却する。もと淮北塩場の例として、本池の收塩は筐ごとに重さ九十六斤、價を給すること六十四文、客池の收塩は筐ごとに重さ六十四斤、價を給すること九十六文（安吳四種卷七、答謝無錫書）

というように晒丁が池戸から塩池を借りて製塩したものは九十六斤を六十四文で買上げ、塩池を所有する生産者即ち客池戸の塩は六十四斤を九十六文で買上げるのであるから、塩池を借りて製塩する晒丁の場合は、塩池を所有する客池戸の場合の半額以下の塩價で收買されるわけである。筐は淮南の桶にあたる塩をはかる竹製の容器である。この値段が池價である。

*「淮北は三場というけれども、中正、臨興はこれを合してやつと板浦の四分の一に當る。板浦の居民は二千戸に及ばずして大小の場商百數十家、其の業遠き者は百餘年、居民の上の者はその夥となり、下の者はその厮となつているものが七八割である」（安吳四種卷七、上陶宮保書）と述べられているから、場商の大部分は板浦にいたことが分る。また場商の塩池を所有することは清初からであるらしい。

また年額一萬引の産塩能力ある塩池を有することは恐らく中等の場商で、これは淮南でいえば煎竈約二百を所有するものに當る。これらから淮北場商の規模を推測することができる。また

ただ各場竈戸はともに貧民に屬し、曬掃も亦工本あり、平時得る所の塩價は手に入ればすぐ用い全然蓋藏がない。だから交冬ごとに池丁をして必ず錢文をかし與えさせて衣食の資とさせ、寒付と名づけ、年をへることすでに久しい。

（道光十七年十月海州分司童濂稟、淮北票塩志略巻四六）

といわれる如く池丁卽ち池戸たる場商は竈戸（晒丁を指すのである）に製塩の行えない冬期に寒付と呼ばれる貸付を行つていたのである。

また淮北には淮南の如き竈頭竈長による火伏の制度がなかつたのは當然である。そのかわりに場商が掌管なるものを傭い曬掃の督察を行わせた。*

*「また淮北各圩の掌管は猶お淮南各竈の頭長の如きものであつて、名は異るが實質は同じである。頭長は專ら火伏を司り、掌管は曬掃を督察し、均しく透私を稽査する責任を有している。淮南の頭長はさきに場員によつて選充されたが、淮北の掌管はみな垣商が自ら招募したもので、すでに在官の人役ではない……」（光緒四年四月、板浦場大使林之蘅等稟、光緒兩淮塩法志巻三〇）

四　結　語

以上不充分ながら兩淮塩場における生産組織をのべたのであるがこれを要約すれば次の如くである。

塩の直接生産者たる竈戸は、明代においてすでに階級分化をとげ、一方には僅かながらも雇傭勞働を使用する富竈が、一方には生産手段を喪失した製塩勞働者たる煎丁が析出され、明末に至つて丁塩が折銀され且塩商の收塩制度が確立するや、從來すでに幾何かの程度に存在していたと想像される塩商の生産手段所有或は生産者への貸付による問屋制的生産組織が發展することになつた。

清はこれをうけ、收塩の特權を有する場商による問屋制が漸次發展し、特に乾隆以後加速度的に進展して、清末に至つては淮南淮北共に問屋制が製塩の中心的組織となるに至つた。

直接生産者のうち無産の煎丁は場商の生産手段を借り、完全にまたは幾分なりとも生産手段を有する竈戸も多くは場商からの貸付を受け、これによつて場商に支配され、安い塩價と引かえに塩を場商に提供せねばならなかつた。生産手段を有する淮南の竈戸や淮北の客池戸も製塩勞働者煎丁晒丁を雇傭することもあつたが、彼等は獨占問屋商人たる場商に利潤を吸收されてその生産規模を擴大することはできなかつた。

かかる製塩組織への新しい生産組織の導入は、光緒二十九年に張謇によつて呂四場に創建された同仁泰公司において行われた二十五名を使用する聚煎なるマニュファクチュアを最初とする。しかしかかる組織も舊來の問屋制的組織に執着する場商の反對を受け發展することは出來なかつた。新しい發展は清末淮北に開設された濟南場において實現された。これらについては稿を改めて述べたい。（一九五〇、一、二四稿）